

令和2年8月31日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

放課後等デイサービス事業所等の  
代替的なサービスへの対応の延長について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を実施いただいているかと思いますが、安城市内においてもいまだ感染が確認されています。つきましては、見出しの件については以下のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 代替的なサービスについて

上記の理由により、放課後等デイサービス事業等において代替的なサービスによる支援を認めます。方法及び注意点については、令和2年4月27日付け「新型コロナウイルス感染症対策のための放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスの提供に対する本市の考え方について（通知）」及び令和2年7月28日付け「放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスへの対応について（通知）」に示したとおりです。

2 有効期間

本件は令和2年9月1日（火）から令和2年9月30日（水）までに提供された放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業に対して有効とします。

3 その他

国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係  
電 話 0566-71-2259（直通）  
F A X 0566-74-6789  
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp